

## 処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第10条の9第2項
処 分 の 概 要：年少射撃資格者に対する指示
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項第4号の8（所持の禁止）、第4条第1項第5号の2（所持許可）及び第10条の9第2項（指示）
処 分 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法等に違反し、かつ、空気銃について適正な取扱いを行っていないと認める場合で、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ その違反行為が比較的軽微である</li><li>・ 違反行為が反復して行われておらず、営利性・計画性も認められない</li><li>・ 違反行為の再発防止が期待できる</li></ul> 等の条件を満たすときは、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示する。
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話097-536-2131） 被処分者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考：